

第 4 回尼崎市都市計画審議会

議 案

令和 2 年 11 月 4 日

尼崎市都市計画審議会

第4回尼崎市都市計画審議会議案目録

番号	区 分	件 名	備 考	ページ
1	議 案 第 15 号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について		15－1

尼 都 計 第 3370 号
令和 2 年 11 月 4 日

尼崎市都市計画審議会
会 長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市議案第 15 号
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）について

みだしのことについて、別紙のとおり都市計画を決定したいので、都市計画法
第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

以 上
(都市計画課)

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

1 種類及び面積

種類	面積
生産緑地地区	約 72.5 ha (725,752 m ²)

2 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘8丁目2ほか7地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘8丁目2	約 0.08 ha (788 m ²)	約 0.05 ha (484 m ²) の減
武庫町3丁目4	約 0.11 ha (1,108 m ²)	約 0.07 ha (692 m ²) の減
武庫之荘東2丁目5	約 0.21 ha (2,141 m ²)	約 0.08 ha (834 m ²) の減
田能3丁目18	約 0.11 ha (1,107 m ²)	約 0.11 ha (1,104 m ²) の減
東園田町6丁目4	約 0.07 ha (727 m ²)	約 0.11 ha (1,118 m ²) の減
大島1丁目1	約 0.10 ha (1,007 m ²)	約 0.04 ha (370 m ²) の減
大庄北3丁目2-2	約 0.04 ha (422 m ²)	約 0.01 ha (81 m ²) の減
大庄北3丁目3-2	約 0.05 ha (546 m ²)	約 0.04 ha (367 m ²) の減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

3 都市計画生産緑地地区中、武庫元町2丁目1ほか5地区を廃止する。

名 称
武庫元町2丁目1
武庫町2丁目2
田能6丁目2-2
田能6丁目14
田能1丁目2-1
大庄北3丁目2-3

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

尼崎市では、市街化区域内にある緑地機能の優れた農地等を、計画的、永続的な保全を図るため生産緑地地区に指定している。

このたび、生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取り申出を起因として、同法第 14 条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除された区域について、社会情勢の変化等により、生産緑地地区として維持する必要がなくなったことから、生産緑地地区の廃止又は変更を行う。

また、公共施設等の設置に伴い、同法第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、生産緑地地区として維持する必要がなくなったことから、生産緑地地区の変更を行う。

＜別表＞ 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	増減 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	変更後面積 〔上段:ha〕 〔下段:m2〕	発生理由
1	武庫之荘8丁目2	地区面積の減	0.13 (1,272)	△ 0.05 △ (484)	0.08 (788)	社会福祉施設設置の為
2	武庫町3丁目4	地区面積の減	0.18 (1,800)	△ 0.07 △ (692)	0.11 (1,108)	死亡
3-1	武庫元町2丁目1	地区の廃止	0.08 (750)	△ 0.08 △ (750)	0 (0)	死亡
3-2	武庫町2丁目2	地区の廃止	0.06 (589)	△ 0.06 △ (589)	0 (0)	死亡
4	武庫之荘東2丁目5	地区面積の減	0.30 (2,975)	△ 0.09 △ (834)	0.21 (2,141)	死亡
5-1	田能6丁目2-2	地区の廃止	0.05 (535)	△ 0.05 △ (535)	0 (0)	故障
5-2	田能6丁目14	地区の廃止	0.21 (2,082)	△ 0.21 △ (2,082)	0 (0)	故障
6-1	田能3丁目18	地区面積の減	0.22 (2,211)	△ 0.11 △ (1,104)	0.11 (1,107)	故障
6-2	田能1丁目2-1	地区の廃止	0.20 (1,973)	△ 0.20 △ (1,973)	0 (0)	死亡
7	東園田町6丁目4	地区面積の減	0.18 (1,845)	△ 0.11 △ (1,118)	0.07 (727)	死亡
8	大島1丁目1	地区面積の減	0.14 (1,377)	△ 0.04 △ (370)	0.10 (1,007)	死亡
9-1	大庄北3丁目2-2	地区面積の減	0.05 (503)	△ 0.01 △ (81)	0.04 (422)	死亡
9-2	大庄北3丁目2-3	地区の廃止	0.10 (979)	△ 0.10 △ (979)	0 (0)	死亡
9-3	大庄北3丁目3-2	地区面積の減	0.09 (913)	△ 0.04 △ (367)	0.05 (546)	死亡
			1.98 (19,804)	△ 1.20 △ (11,958)	0.78 (7,846)	

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	510 地区	504 地区
総 面 積 (B)	約 73.7ha (737,710m ²)	約 72.5ha (725,752m ²)
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 86.1ha (860,767m ²)	※2 約 84.6ha (845,559m ²)
比 率 (B/A)	85.6%	85.7%

※1 平成 31 年 1 月 1 日現在の面積

※2 令和 2 年 1 月 1 日現在の面積

令和 2 年度

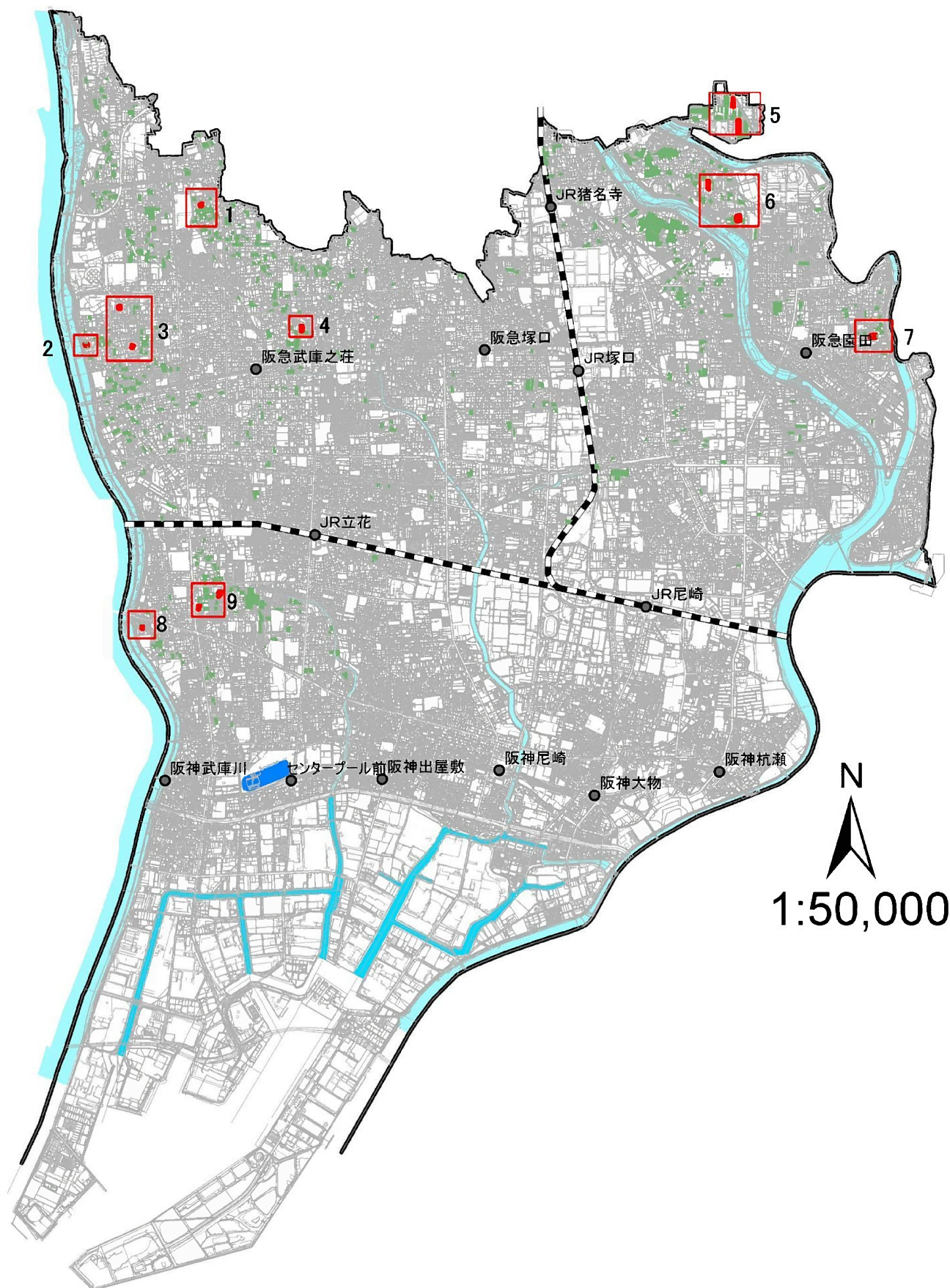
尼崎市

生産緑地地区

変更区域図

№ 1 ～ № 9

生産緑地地区変更位置図（令和２年度）



計画図1

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加区域
-  既指定の生産緑地
-  一団の区域



1:2,500

山陽新幹線

伊丹市

武庫之荘8丁目2

武庫荘総合高校

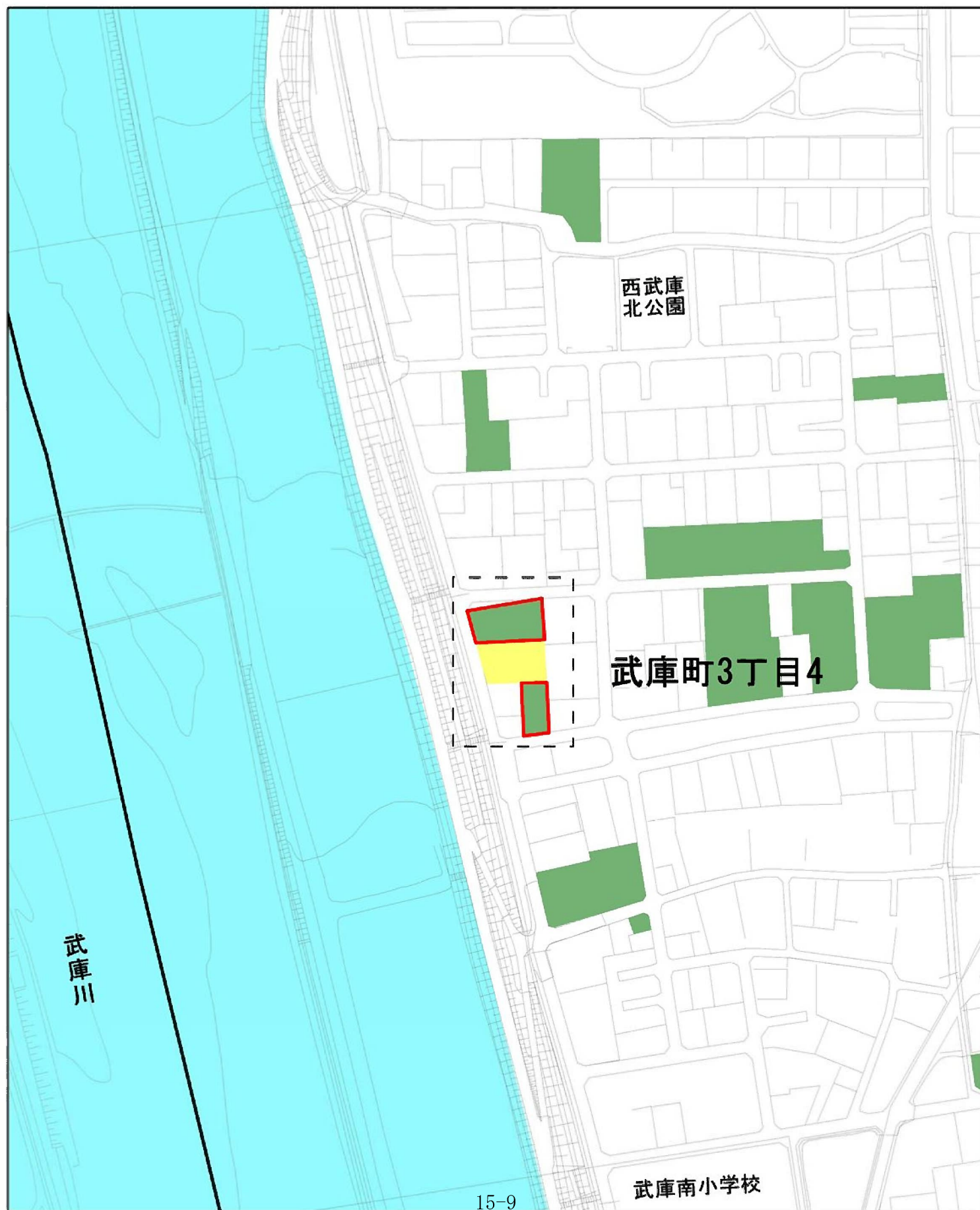
計画図2

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加区域
-  既指定の生産緑地
-  一団の区域



1:2,500



計画図3

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



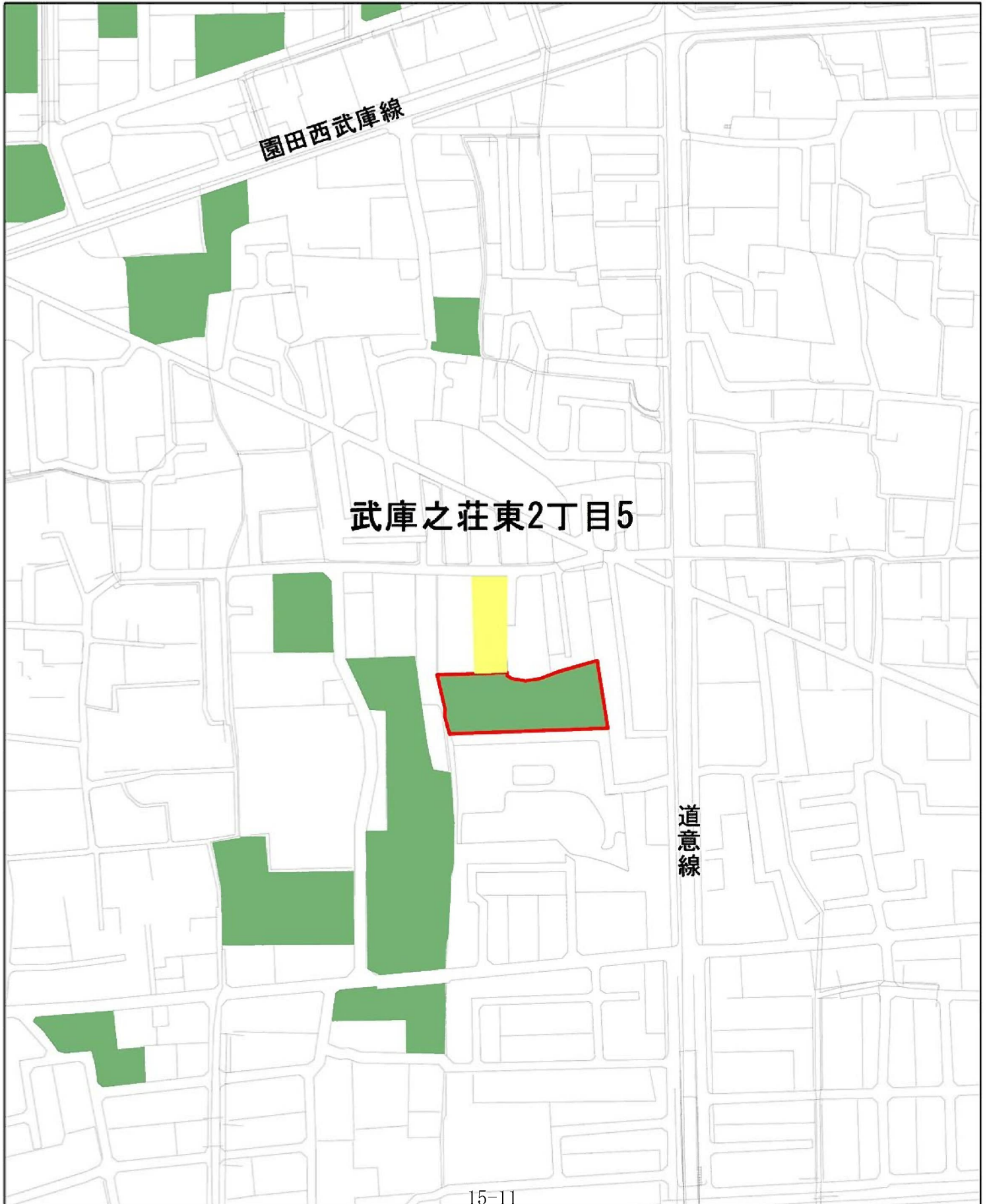
計画図4

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



計画図5

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



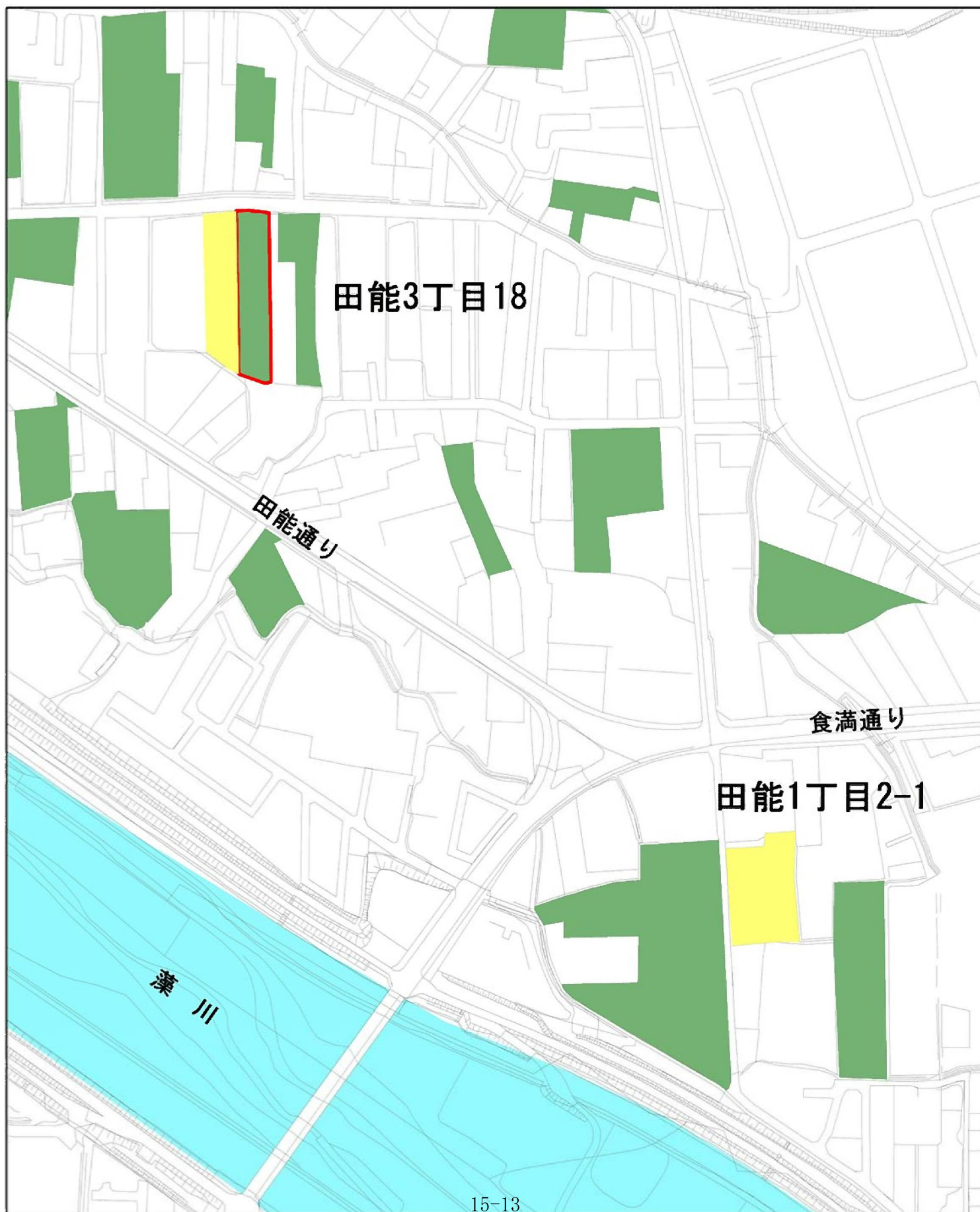
計画図6

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



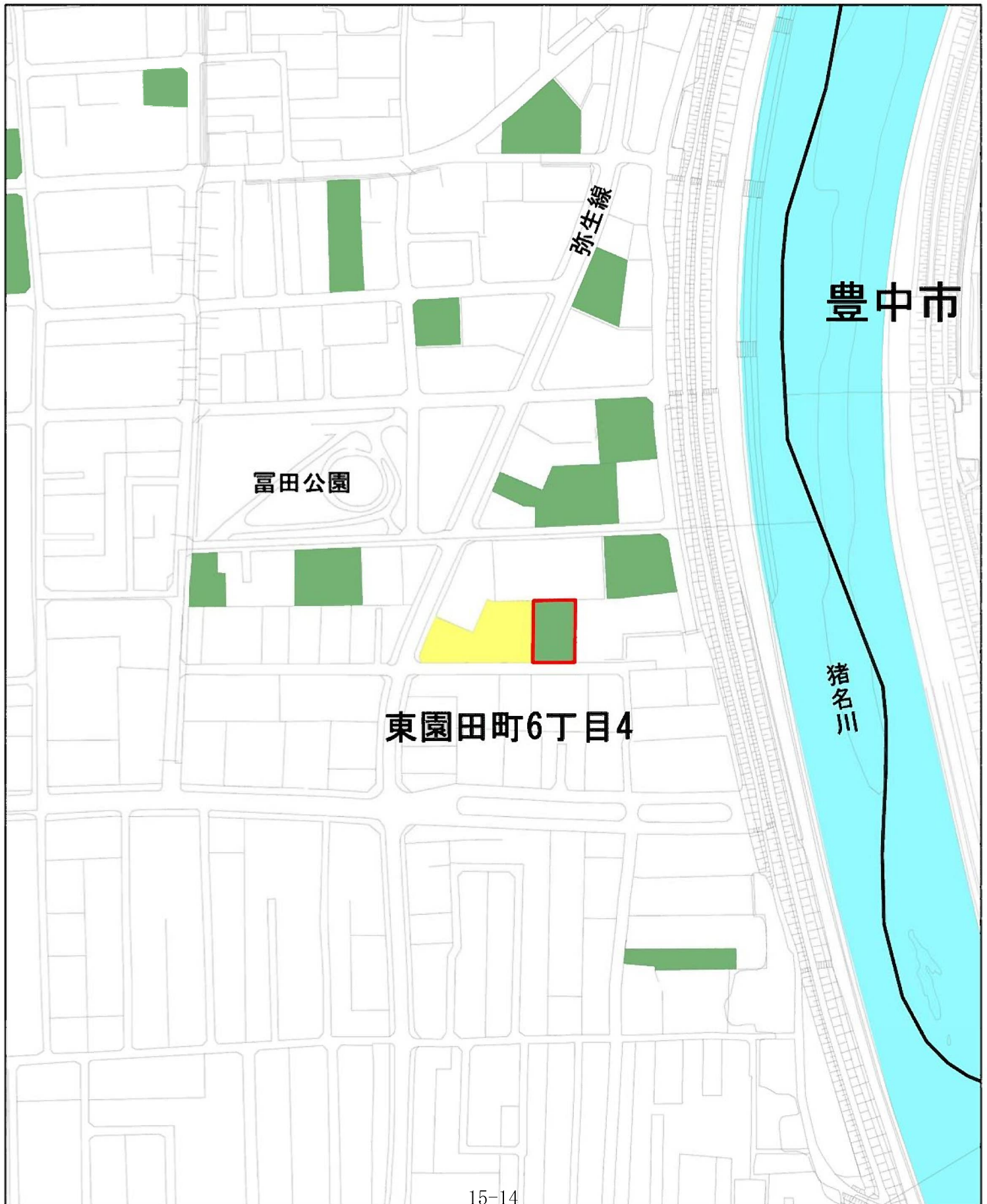
計画図7

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



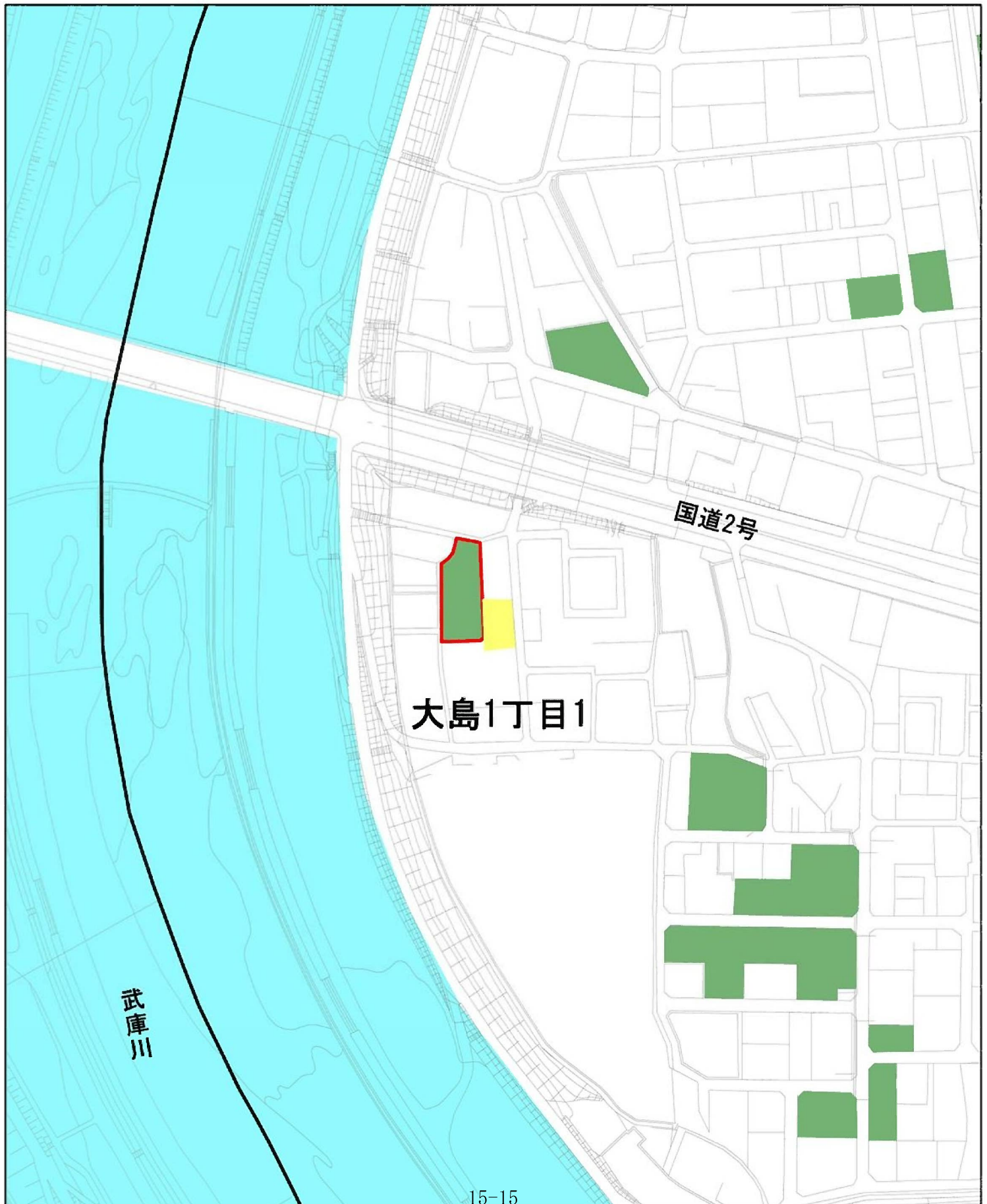
計画図8

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500



計画図9

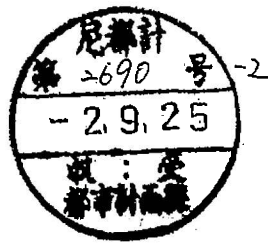
凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加区域
- 既指定の生産緑地
- 一団の区域



1:2,500

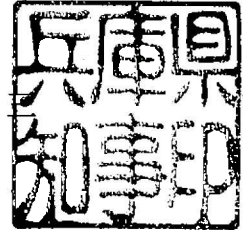




都計第 1199 号
令和 2 年 9 月 25 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（回答）

令和 2 年 9 月 17 日付け尼都計第 2960 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。